

第3回御坊市介護保険事業計画策定委員会 議事要旨

開催日時 令和5年12月20日（水）午後1時30分から午後3時30分

場 所 御坊市役所 5階 大会議室

出席者 委員20名（欠席委員3名） アドバイザー2名 事務局9名

資 料 資料1 御坊市介護保険給付実績の状況

資料2 御坊市在宅介護実態調査結果

資料3 御坊市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査分析結果

資料4 介護職員数の将来推計

資料5 第2回策定委員会グループワーク総括

資料6 基本理念と重点課題（案）について

資料7 第9期介護保険料（仮計算値）

1 開会

事務局 本日は、介護保険料の算定の基礎となる介護保険の給付状況を分析いただいた内容と、事業計画策定に向けて実施しました在宅介護実態調査、介護予防日常生活圏域ニーズ調査分析の結果をアドバイザーから解説いただきます。その後、基本理念案と重点課題について、続いて施策の内容を踏まえた向こう3年間の保険給付の推計から算定しました次期保険料の仮計算値をお示しますので、ご意見をいただきたいと思っております。

委員長 本日もよろしくお願ひいたします。では次第に沿って進めてまいります。アドバイザーから説明をお願いします。

2 議題

(1) 介護保険給付実績の状況についてアドバイザーから説明

[概要]

- ・介護費用構造は、全国・和歌山県と比較し、施設利用者割合が高く、施設費用の割合が高い。
- ・県内他圏域と比較し、人口当たりの施設数が多い一方、在宅療養を支える在宅医療資源が少なく、施設利用につながりやすいと考えられる。

- ・在宅サービスの利用状況を要介護度別に見ると、重度者（要介護4・5）の利用割合が低く、在宅サービスでは重度者を支えることが困難な状況が見て取れる。
- ・要支援者は、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスの利用が中心。
- ・要介護1の方は通所介護の利用率が55%以上と高い。
- ・重度者は、他と比べ、短期入所、訪問看護、居宅療養管理指導の利用率が高め。

(2) 在宅介護実態調査結果についてアドバイザーから説明

[概要]

- ・要介護者の在宅生活の継続と介護者の就労の継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に、在宅の要支援・要介護認定を受けている方及びその介護者を対象に要介護認定調査員による聞き取り調査を行った。
- ・認定は受けているが介護保険サービスを利用していない人は約28.6%と3.5人に1人。
- ・要介護度が高くなるほど訪問系サービスのみの利用は減少し、サービスを組み合わせ合わせた利用が増える。
- ・約8割は施設入所を検討していないが、要介護度が上がると検討の割合は高くなり、要介護3以上になると2.8人に1人が入所を検討・申請している。
- ・介護者が不安に感じる介護は介護度によって変化している。要介護1・2では認知症状への対応、要介護3以上では排泄介助への不安が大きい。在宅介護を継続していく上で、排泄ケアに対するサポートが今後必要になると考えられる。
- ・介護者の6割以上が就労しており、就労継続の見込は要介護度が上がると減少する。

(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査分析結果についてアドバイザーから説明

[概要]

- ・要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することを目的に、要介護認定を受けていない65歳以上の方から2,000名を無作為抽出し、郵送で実施した。
- ・日常生活圏域ごとに差異があり、分析結果を基に今後の施策の取組方法について検討が必要

(4) 介護職員数の将来推計について事務局から説明

[概要]

- ・御坊・日高圏域の将来推計人口は減少するため、担い手不足の解消に取り組む必要がある。圏域の状況としては、国、県と比較し離職率は低いため、人材の定着は一定程度進んでいると思われ、採用率を上げる取組が必要である。
- ・必要な人に、必要なサービスを提供できるよう、限られた人材の中で、専門職はより専門性が高いことに集中し、それ以外のことは専門職以外が担うなど、サービス提供のあり方の見直しや、高年齢人材により長く働いてもらうための支援の検討など、行政と事業者で役割分担しながら人材の確保に向けて取り組む必要があると考えている。

(5) 第2回策定委員会グループワーク総括について事務局から説明

[概要]

- ・御坊市の高齢者の今、と2040年に向けたこれから、を説明した上で、2040年にみなさんがどうありたいか、意見を出し合っていた。
- ・すべてのグループにおいて、「健康でありたい」という意見が共通した。
- ・趣味や仕事を通じて人とのつながりを持っていたい、何をするにもお金は大事、いくつになっても希望が持てる暮らしがしたい、といった意見が出た。
- ・そして、望む未来であるために何が必要か、社会保障や公助の面だけではなく、自らの努力も必要といった意見が出た。

(6) 基本理念と重点課題（案）について事務局から説明

[概要]

- ・第8期計画の進捗については概ね計画値どおり推移している。
- ・本日アドバイザーから説明していただいた給付実績、各調査の分析結果から御坊市の現状を把握した上で、介護保険事業における根本的な考えとなる基本理念については、第8期の「私がつくる私のまちごぼう」を継承したいと考えている。誰もが住みやすいまち、いきいきと活躍できるまちを目指すことで、人と人、人と社会がつながり、その人らしさを大切にするまちを創ることを基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいきたい。この基本理念を軸に、4つの重点課題を掲げ取り組む。

- ・1つ目は健康づくり。こころとからだの健康がすべてにおいて基本になると考え、社会参加を促し、心身の健康づくりに取り組める環境づくりを目指す。
- ・次に地域・暮らしづくり。その人らしい暮らしの維持のために、互助の意識の向上や生きがいづくりに取り組む。また、介護人材を始めとした担い手不足の解消に向け、誰もが役割をもって活躍できる地域づくりに取り組む。
- ・次に権利擁護。権利侵害に遭いやすい高齢者の権利を守り、尊厳を保持し、その人らしく暮らし続けていくことができる仕組みづくりに引き続き取り組む。
- ・次に、認知症支援。「御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」の基本理念に基づくまちづくりを推進し、また条例と併せて、本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、すべての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、誰もが希望を持って自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを推進する。
- ・また、情報発信の強化、広報啓発の推進に取り組み、介護保険法の目的である尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うこと、国民の共同連帯の理念に基づき保健医療の向上及び福祉の増進を図ること、自ら要介護状態となることを予防することなどを改めて周知し、重点課題に取り組む。

委員長 これまでの議題に関して、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(意見、質問等なし)

委員長 事務局からは、要点を押さえて非常に詳しくご説明いただきました。これらの情報を以って今後考えなければいけないことは、住み慣れたまちをよくしようとする中で、日常生活圏域ごとの格差がなぜ起こっているのかという分析と、その解消のためにどうしていけばよいのかという工夫についてです。

介護施設の所在地による較差は当然ありますが、そういう中で、この地域における無理のない介護の在り方、福祉の在り方というのは追及されていく必要があります。これまで、介護保険制度の枠の中で、全国的に同じ条件でやってきているわけですが、直面しているのは、介護人材が圧倒的に不足してきてい

るということです。この調子で行くと、施設に入所したとしても十分なサービスが受けられなくなる可能性があることをデータは示しています。

故に、これまでの介護の在り方、スキームを超えて、いかに地域に住んでいる方々の協力体制を引き出すか、これは周辺の助け合いという考え方になってくるのかもわかりませんが、そこをどううまく、介護保険制度と整合性が取れるようにするか。そういうことを考えていかないと今後大変なことになるのではとデータを見て感じました。

(7) 第9期介護保険料（仮計算値）について事務局から説明

[概要]

- ・第1号保険料の算定については、現在、国で見直しの議論がすすめられているところ。現行制度では、標準9段階とされている段階数についても、段階数を増やし、所得格差を是正するための再分配機能を強化し、低所得者の保険料の上昇を抑える観点から見直しが進められている。
- ・介護が必要な方が増える一方で、支える世代の減少というアンバランスな状況が介護にかかる人出や費用について切実な問題となってきている。必要な人に、必要なサービスを過不足なく、という状態が理想だが、そのサービスを提供すること自体が難しくなってくる。
- ・高齢者の方にできるだけ長く元気でいてもらう、支える側に回ってもらう、長くその人らしく地域で生活できるように、先ほど案として申し上げました重点課題を掲げ、それぞれの施策に取り組む。
- ・自立支援と重度化防止に向け、介護予防や生活支援体制の整備に引き続き取り組む。また、地域密着型サービスである、小規模多機能型居宅介護事業所を整備し、在宅生活を支えるサービスの更なる普及に取り組む。
- ・まず、要介護認定者数、施設・居住系サービス利用者数、在宅サービス利用者数等について、現在の認定率や利用率の変化の傾向が今後も続くという前提に基づいた、自然体推計を行い、自然体推計に第9期に取り組む施策の影響を加味し3年間に必要な費用を推計し、これにより、保険料基準額を算出している。
- ・介護給付費準備基金は、介護保険給付の増加などによる財政需要に対応し、介護保険財政の年度間の均衡を保つことを目的として設置されている。

- ・一時的にサービスの利用料が増加するなど、給付費の変動に備えて、安定的な保険運営のために、必要な残額を保有する必要がある。
- ・今後、物価の高騰や人件費の引き上げといった経済状況への対応、変化への対応が望まれているところで、安定的な保険運営のためには必要な残額を残しておく必要があると考えている。

3 質疑応答・意見交換

委員長 質疑応答、意見交換に移ります。ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

小川委員 市民からは、サービスを利用していないのに、介護保険料が高いという声があります。高齢者の割合が増え、施設利用者が多いということはよくわかりますが、そのために介護保険料が上がっていくということで、物価高騰の中で、少し厳しいように思います。事務局からは何パターンか介護保険料案が示されていますが、できるだけ負担の増えないように考えていただきたい。基金を取り崩すということは、後のことを考えると大変かと思いますが、検討していただければと思います。意見として申し上げます。

委員長 他にございますか。ないようでしたら、アドバイザーの中島先生から講評をお願いします。

4 講評

中島 先ほど、委員長もおっしゃっていましたが、日常生活圏域ごとの状況の違いが見えてきました。御坊市に関わる中で、力量のある専門職や住民の方が多いと感じ、地域とのつながりの中で、互助の関係が開かれていく余地があると感じています。負担を考慮しながらも、施設の利用と家族介護の難しさを理解し、第9期計画は御坊市として最適な形を見つけていくように議論を重ねていくことを希望します。

委員長 ありがとうございます。私から総評を申し上げます。介護保険事業というのは、サービスの利用が増えると、コストも増えるわけで、これはずっと以前からわかっていることです。介護保険サービス利用者のサービスの需要を下げるということは、やはりそこに至るまでに、いかに予防できるかということになります。その部分は介護保険給付の及ぶところではないわけであり。結局

のところ、助け合いと申しますか、地域の中で介護予防にどれだけ積極的に取り組めるか、これが当面の間は、一つの解決策になるかと思います。もちろん、いくら頑張っても、体のことというのは思い通りにならないことが大半ですから、どうしても介護の需要というものは多少発生しますが、予防できるのに予防しなかったために、介護サービスの需要が増え、介護給付の費用が発生する。それが、介護保険料の増加に繋がる。これは、残念ながら現状の一部ではないかと感じております。今後は、この要介護状態になることの予防に向けて、いかに地域全体で取り組んでいけるか、これが当面の解決策かと思われしますので、みなさまよろしく願いいたします。

5 閉会

委員長 それでは、これを持ちまして第3回介護保険事業計画策定委員会を閉会いたします。みなさま、お疲れさまでした。